

V 交通事故・交通法規違反関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 飲酒運転	(1) 相手方を死亡させた教職員	○			
	(2) 相手方に重傷を負わせた教職員	○			
	(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○			
	(4) 他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員（自損事故を含む。）	○			
	(5) 上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員	○	○		
	※ 飲酒運転をした管理職員（管理職手当の支給を受ける教職員）は、原則として、免職とする。				
2 無免許運転	(1) 相手方を死亡させ、又は重傷若しくは軽傷を負わせた教職員	○			
	(2) 上記(1)以外で、無免許運転を行った教職員（他人の所有物に損傷を与えた場合、自損行為の場合及び事故等はないが、無免許運転で検挙された場合を含む。）	○	○		
3 ひき逃げ・あて逃げ	(1) 相手方を死亡させ、又は重傷若しくは軽傷を負わせた教職員	○			
	(2) 他人の所有物に損傷を与えた教職員	○	○	○	
4 速度違反 (30km以上) (高速道路の場合は40km以上)	(1) 相手方を死亡させた教職員	○			
	(2) 相手方に重傷を負わせた教職員	○	○		
	(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○	○	○	
	(4) 他人の所有物に損傷を与えた教職員		○	○	○
	(5) 上記(1)～(4)以外で、速度違反を起こした教職員（自損事故の場合及び事故等はないが、速度違反で検挙された教職員を含む。）			○	○
5 その他の交通法規違反	(1) 相手方を死亡させた教職員	○	○	○	
	(2) 相手方に重傷を負わせた教職員		○	○	○
	(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員			○	○
	(4) 他人の所有物に損傷を与えた教職員				○
	(5) 上記(1)～(4)以外で、交通法規違反を起こした教職員（自損事故の場合及び事故等はないが、交通法規違反で検挙された教職員を含む。）				○
6 関係者の責任	(1) 飲酒運転、ひき逃げ、あて逃げ等の悪質な法令違反の車両の同乗者及び道路交通法違反を教唆又はほう助したと認められる教職員	○	○		
	(2) 飲酒運転等悪質な法令違反があった場合において、当該飲酒等の事実について責任があると認められる教職員	○	○	○	○
7 加重軽減	処分に当たっては、「第2 処分量定の決定」に定めるもののほか、次に掲げる事故の具体的事情を勘案する。 (1) 加重する場合 ・違反者に道路交通法令上の前歴がある場合 ・刑事処分又は公安委員会の行政処分が重い場合 (2) 軽減する場合 ・相手側に過失があると認められる場合				